

土地改良施設機能診断事業	事業主体 土地改良区	所管課班 農村整備課水利施設保全班
--------------	------------	-------------------

趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

事業の内容

- 1 外観及び分解検査による劣化度合の測定・健全度評価
- 2 施設診断カルテ及び整備補修年次計画又は機能保全計画の作成（必須）
- 3 小規模な整備補修（緊急的な整備補修を含む）

※事業実施期間 令和4年度～令和6年度

採 択 基 準

- ・土地改良事業等で造成した受益者数が農業者2者以上の土地改良施設（用排水機場、頭首工、水門、水管理施設等）
- ・1地区の受益面積の合計がおおむね10ha以上
- ・1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設 機能診断事業	—	30	30	40	市町村が30%以上助成 する場合に限る